

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(給与)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 70</u> を乗じて得た額 (事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (理事長が別に定める職員に限る。以下「特定幹部職員」という。)) にあつては、<u>100 分の 60</u> を乗じて得た額) に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 50</u> (特定幹部職員にあつては <u>100 分の 60</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>11 職員には、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程 (以下「給与規程」という。) を準用する。ただし、同規程第 12 条から第 14 条まで、第 18 条、第 26 条、第 29 条 (第 5 項及び第 6 項は除く。) 及び附則第 23 項の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程は準用しない。</p> <p>12・13 (略) (勤務時間等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇として子の看護<u>等</u>休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第 2 の 9 の項の規定を、介護休暇については同表の 11 の項の規定を準用する。</p> <p>13～15 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 68.75、12 月に支給する場合には 100 分の 71.25</u> を乗じて得た額 (事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (理事長が別に定める職員に限る。以下「特定幹部職員」という。)) にあつては、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 58.75、12 月に支給する場合には 100 分の 61.25</u> を乗じて得た額) に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25</u> (特定幹部職員にあつては <u>6 月に支給する場合には 100 分の 58.75、12 月に支給する場合には 100 分の 61.25</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>11 職員には、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程 (以下「給与規程」という。) を準用する。ただし、同規程第 12 条から第 14 条まで、<u>第 16 条</u>、第 18 条、第 26 条、第 29 条 (第 5 項及び第 6 項は除く。) 及び附則第 23 項の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程は準用しない。</p> <p>12・13 (略) (勤務時間等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第 2 の 9 の項の規定を、介護休暇については同表の 11 の項の規定を準用する。</p> <p>13～15 (略)</p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、期末・勤勉手当支給月数の改定を行うための改正</p> <p>・定年前再雇用短時間勤務職員に住居手当を支給するための改正</p> <p>・子の看護休暇を子の看護等休暇とするための改正</p>